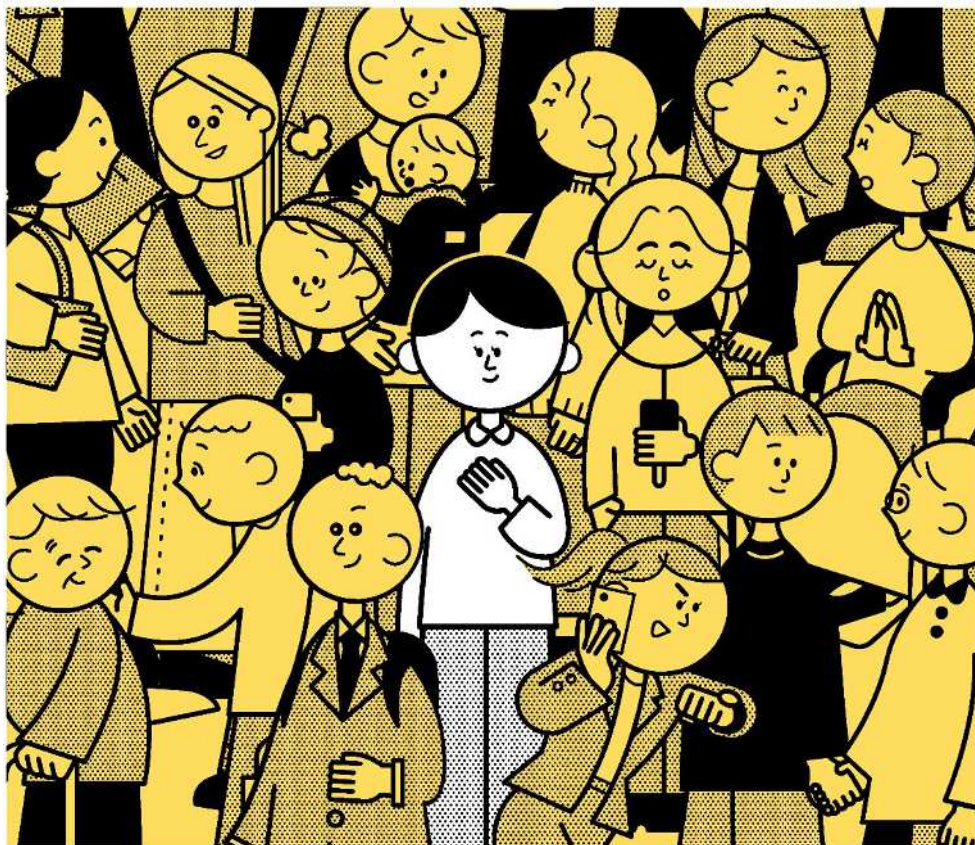




あいち人権施策年次レポート

～2024 年度の取組～

愛知県民文化局 人権推進課

「あいち人権施策年次レポート」作成の趣旨

本県では、2024年3月に策定した「あいち人権推進プラン」に基づき、様々な取組を推進しています。

この度、県民の皆様に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成しました。多くの皆様に資料としてご活用いただけたら幸いです。

「あいち人権施策年次レポート」の構成

1 「あいち人権推進プラン」の概要について……………1

2 「あいち人権推進プラン」の評価について……………5

3 特集・事例紹介

実施した施策や新規事業等について、プランで掲げる3つの施策目標ごとに取りあげます。

あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり＜包括性＞……………9

一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応＜多様性＞……………13

交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり＜交差性＞……………27

別冊 「あいち人権推進プラン」関係施策実施状況(2024 年度)に関する評価

3つの施策目標ごとに施策の実施状況や評価をまとめています。

1 「あいち人権推進プラン」の概要について

プラン策定の背景

基本的人権は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。SDGs(持続可能な開発目標)といった国際的潮流や国内での制度・政策上の取組もあり、人々の人権問題に対する認知度や多様性を受け入れる姿勢は高まりつつあります。しかし、真の理解に基づいて人権が尊重されているかどうかは危うく、具体的な場での差別意識は残っていると思われます。そこで、2022(令和4)年4月に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、さらには、日本国憲法や国際人権諸条約にもさかのぼりながら、ますます進む情報化社会において県民が無防備な人権侵害に晒されたり、取り残されることのないよう、また、県民が様々な人権課題に関する情報にアクセスすることを可能とし、人権擁護について身近に感じられる環境を整えるため、「あいち人権推進プラン」を策定することとしました。

プラン策定の基本的事項

趣 旨

2022(令和4)年に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本プランを策定しました。

位置づけ

本プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、企業等事業所、NPO、大学など、様々な活動主体の役割を示すとともに、こうした全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプランとしました。

計画期間

2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間とします。

策定方法

本プランの策定にあたり、愛知県人権施策推進審議会で専門的な意見を伺うとともに、様々な県民の声を幅広くお聴きするため、関係団体へのヒアリングや人権啓発キャラバンによるワークショップなどを行いました。

人権尊重の社会づくりに対する基本的な考え方

- ☑継続的な取組の推進と新たな問題への対応
- ☑個人の尊厳の確保と共生社会の実現
- ☑多種多様な取組の推進
- ☑県民の主体的な参加の促進
- ☑人権尊重の視点に立った行政の推進

【基本目標】

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、
誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

個人の尊重 一人一人をかけがえのない存在として認め合い、個人の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を尊重し、保護します。

多様性の承認 多様性に寛容だけでなく、多様性をもたらす文化的・経済的・社会的な豊かさを積極的に活用していきます。

誰一人取り残されない社会 様々な視点を取り入れ、全ての住民が社会に参画する平等で公正な社会をめざします。

【施策目標】

施策目標1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり<包括性>

人権課題の解消に向けては、まず、人々の人権意識の向上を図り、包括的に人権侵害の未然防止を図っていかねばなりません。人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける必要があります。国や市町村はもちろん、企業等事業所、NPO どの民間団体等とも協力しながら、地域社会等へ働きかけていきます。また、人権に関する相談に的確に対応するとともに、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりをしていきます。

施策目標2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応<多様性>

人権課題は多岐にわたり、課題がちがっていても共通した面がある一方で、課題ごとの個別性もあります。また、同じ人権課題であっても、一人一人、程度に差があったり、考え方のちがいによって、どのような対応を求めるかも様々です。こうした一人一人のニーズに応じた対応は、障害者の分野では合理的配慮という言葉で表されますが、それ以外のあらゆる人権課題においても求められます。また、近年、注目されているインターネットによる人権侵害や性的少数者、ヤングケアラーといった課題のほか、遺伝情報・ゲノム情報による差別といった新たな人権課題が次々に可視化されてきています。このように、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人一人に寄り添いながら対応していきます。

施策目標3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり<交差性>

被差別部落の女性や障害のある高齢者、性的少数者の外国人など、人権課題が交差している場合には、分野ごとの限定した枠組だけではなかなか解決できません。また、人権課題に対応する各機関や支援者においては、単独では対応し切れない場合があります。一方で、人権課題を抱える人たちは、分野は異なっても、経験の類縁性によって、つながりが生まれる可能性があります。したがって、人権課題を抱える当事者同士も、人権課題に対応する各機関や支援者も、交差する人権課題を踏まえ、相互に認め合いながら、支え合っていけるような連携・協働の関係づくりを行っていきます。

【施策体系図】

基本 目標	相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、 誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり	
施策目標	推進施策	
1 あらゆる人権課題の解消に 向けた環境づくり（包括性）	愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等 人権条例の普及啓発の推進、人権施策の総合的かつ計画的な推進 人権教育・啓発の推進 社会／学校等／企業等事業所における人権教育・啓発の推進、 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 相談・支援体制等の充実 人権に関する総合的な相談窓口の充実、相談機関等の情報提供の充実 幅広い意見の把握 人権に関する県民意識調査の充実、愛知県人権施策推進審議会の開催 県民との意見交換 市町村に対する働きかけ 市町村が行う人権施策への支援等、人権施策に関する計画等の策定の促進	
2 個別の人権課題への対応（多様性） 一人一人に寄り添った	インターネットによる人権侵害 教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進、モニタリングの推進、誹謗中傷等の被害者支援、他自治体と連携した取組の推進 外国人 多文化共生への理解促進、地域日本語教育推進体制づくり、教育機会の確保とキャリア教育の促進、暮らしを支える体制の強化、ハイトスピーチの解消に向けた取組の推進 等 部落差別 部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進、教育・啓発実施主体の連携・協力、隣保館活動の充実、就職・結婚等における差別の防止、えせ同和行為の排除の推進 等 性的少数者 安心して暮らせる環境づくり、企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、ライフステージごとの課題への対応、県の事務事業における配慮 子ども 子どもの権利条約の普及啓発、いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進、青少年の健全育成の推進、ヤングケアラー支援の充実、被害を受けた子どもたちへの対策の推進、子育て支援の充実	女性 男女共同参画の理解の促進、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援、就業環境の整備・女性への就業支援、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 高齢者 自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進、雇用・就労機会の確保、認知症対策の推進、高齢者虐待防止の推進 障害者 障害者差別解消の推進、あらゆる分野の活動への参加の推進、障害者虐待防止の推進、特別支援教育の充実、発達障害のある人／精神障害のある人に対する支援の充実 等 感染症患者等 ハンセン病回復者、HIV感染者、肝炎患者、新型コロナウイルス感染者 犯罪被害者等 犯罪被害者等に対する理解の促進、途切れることのない支援の充実、性犯罪・性暴力被害者支援 ホームレス ホームレスに対する理解の促進、自立支援、ホームレスを生まない環境整備 様々な人権課題への対応
3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関わり（交差性）	人権課題における交差性の理解促進 交差性によって人権課題を捉える意義及び複雑かつ深刻であることの理解促進 当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり 分野や立場を超えた当事者等が連携・協働できる関係づくりの促進 交差する人権課題への対応 県の関係部局等が連携した支援及び施策の実施、国や市町村等との連携強化	

プランの推進に向けて

<期待する役割>

本県においては、広域的な人権施策の実施、様々な主体との連携・協働の推進、国への要望、市町村への支援などを行っていきますが、人権尊重の社会づくりにおける様々な活動主体に対して、次の役割を期待します。

主 体	役 割
国	人権侵害行為の防止や人権侵害による被害者を救済するための制度の確立、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財源措置など
市町村	地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動、住民に対する情報提供や相談対応など
その他の公的機関	各機関の専門性に応じ、行政や民間団体等と連携した取組など
NPO などの民間団体等	NPO などの民間団体は、各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動など。また、労働団体は、労働者に対して人権啓発を行うとともに、労働者の人権を守ること
企業等事業所	労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守のほか、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策へ協力すること。
県民	家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力すること
大学	学生に対する啓発や活動支援、研究機関として行政や民間団体等への支援、各人権分野での人材の育成など
学校(小・中・高等学校) 幼稚園・保育所等	幼児児童生徒一人一人が互いにちがいを認め、相手を尊重して人間関係をつくる教育活動、発達段階に応じた人権教育など

<プランの進行管理と適切な見直し>

本プランに掲げる施策の実施状況について、「愛知県人権施策推進審議会」において評価を受けることとし、その結果を毎年度公表します。また、実施状況のほか、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、本プランの内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

<実施状況の公表>

県民に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNS などを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせるとともに、施策の効果があまり出ていない人権課題については、重点的に県民の意見等を伺い、改善に努めます。

2 「あいち人権推進プラン」の評価について

施策目標 1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】

1 実施状況、評価等

	2024 年度実施 施策数	I 目標を上回って 達成した	II 目標を達成した	III 目標を達成でき なかった
愛知県人権尊重の社会 づくり条例の普及啓発等	3	0	2	1
人権教育・啓発の推進	67	2	64	1
相談・支援体制等の充実	5	0	3	2
幅 広 い 意 見 の 把 握	3	0	3	0
市町村に対する働きかけ	4	0	3	1
計	82	2	75	5

(※) 施策数には、再掲を含む。(以下同様)

	I 目標を上回って達成した	III 目標を達成できなかった
愛知県人権尊重の社会づ くり条例の普及啓発等		①人権施策推進本部〔県民文化局〕(P1)
人権教育・啓発の推進	①啓発推進費〔県民文化局〕(P2※) ②「人権を考える企業者のつどい」の 開催〔経済産業局〕(P6)	②人権教育啓発資料作成費 〔教育委員会〕(P3)
相談・支援体制等の充実		③あいち人権センターにおける人権相談 〔県民文化局〕(P10) ④人権に関する総合的な相談窓口の設置 〔県民文化局〕(再掲)(P10)
市町村に対する働きかけ		⑤市町村人権啓発主管課長会議 〔県民文化局〕(P11)

(※) ページ数は、「別冊」のものを示す。

2 目標の達成状況

(1) 目標を上回って達成したもの

施 策 名	目標の達成状況
①啓発推進費	あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進し、様々な機会を通して、県民一人一人が人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止められるようにするために、啓発活動を実施した。講演会のアンケートでは、「お互いを認め合い、人権を尊重していくきっかけとなったと思う」と回答した参加者の割合が95%、ユニバーサルイベントのアンケートでは、「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した参加者の割合が90%であり、高い水準であることから、人権問題を正しく理解するための啓発事業として効果があったと認められる。
②「人権を考える企業 者のつどい」の開催	講演会のアンケート調査を実施した結果、「人権等にかかる企業の社会的責任に対する意識が深まった」と回答した参加者が98.7%であり、目標を達成したといえる。アンケートや参加者等の意見を踏まえ、引き続き、人権問題に関する正しい認識と理解を深めるよう努める。

(2) 目標を達成できなかったもの

施策名	(上段) 目標の達成状況/ (下段) 課題・改善点
①人権施策推進本部	関係部局において、プランの概念を踏まえ、各種施策を実施することができたが、人権施策推進本部を機能させた総合的な推進は図られていない。 相談業務に関するもの、部落差別、性的少数者に関する庁内会議をそれぞれ開催しているが、その庁内会議を人権施策推進本部の一部に位置づけ、それぞれで行っていた会議を統一することで、人権施策推進本部の機能強化を行い、体系的に全庁における人権施策の推進を図る。
②人権教育啓発資 料作成費	研修会のアンケートでは、冊子にある「教材を見たり聞いたりしたことがあるか」について「ある」が約40%であり、目標は達成できなかった。アンケートや参加者等の意見を踏まえ、改善できる点については適宜見直しながら実施に努める。 配付の方法を検討する必要がある。市町村等へ2部ずつ配付を行っているが、多くの方へ周知させるには冊数が少ない。冊子についての周知を協力していただくため、継続して市町村等へ働きかけて行く必要がある。
③(④) あいち人 権センターにお ける人権相談	相談者に対し、概ね一般的な情報提供や助言、専門相談機関等の案内をすることができたが、事例の少ない分野に係る相談の際に、専門相談窓口の案内に手間取ることがあるなど、相談者に十分に応じられないものが一部あった。また、弁護士相談の利用が少なく、相談窓口の周知が不十分であった。 事例の少ない分野を始め多様な相談に対応するため、相談員のレベルアップを図るとともに、関係機関と日頃から連携を密にする。また、弁護士相談の利用を増やすために関係機関に対して相談窓口の周知徹底を図る。
⑤市町村人権啓発 主管課長会議	市町村人権啓発主管課長会議において、県内市町村の人権施策の情報を集約して情報共有を図り、策定済みの市町村の事例を紹介することで、市町村の計画等策定の推進を支援することができたが、実際に策定に繋げることはできなかった。 愛知県内における人権施策に関する計画等の策定状況は、依然として変わらないため、引き続き市町村人権啓発主管課長会議内で先行市町村の策定経緯や内容等を紹介するなどして、未策定の市町村に向けて働きかけを行う必要がある。

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞

各局の施策により、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりが推進されていると認められるが、一部、さらなる充実を求められるものがあるため、改善を図りつつ、施策の実施に取り組まれない。

各局等における研修や講演会などの実施により、学校、企業等事業所、特定の職業に従事する者等に対する人権教育・啓発の推進が図られており、また、イベントの開催などにより、条例の普及啓発等を始め、県民や事業者の理解を深めている。さらに、施策を実施するなかで、幅広い意見の把握にも努めていることなどから、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりが推進されているものと評価できる。ただし、庁内における総合的な施策の推進や相談・支援体制における関係機関との連携が不十分な点など、一層の充実が求められるものについては、今後、改善等を図りつつ実施されたい。

施策目標 2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

1 実施状況、評価等

	2024 年度実施 施策数	I 目標を上回って 達成した	II 目標を達成した	III 目標を達成で きなかった
インターネットによる人権侵害	11	0	11	0
外国人	27	0	27	0
部落差別	42	2	38	2
性的少数者	9	0	9	0
子ども	64	0	64	0
女性	30	3	25	2
高齢者	21	0	21	0
障害者	44	0	41 (※)	1
感染症患者等	6	0	6	0
犯罪被害者等	8	0	8	0
ホームレス	4	1	3	0
様々な人権課題への対応	12	1	11	0
計	278	7	264	5

(※) 7 月末時点での数値を目標としているため、現時点では、評価未実施のものが 2 件

	I 目標を上回って達成した	III 目標を達成できなかった
部 落 差 別	①隣保館施設整備費補助金 〔県民文化局〕(P24) ②隣保館施設整備費補助金（再掲） 〔県民文化局〕(P25)	①人権教育啓発資料作成費（再掲） 〔教育委員会〕(P20) ②人権教育啓発資料作成費（再掲） 〔教育委員会〕(P24)
女 性	③キャリアプラン早期育成事業費 〔県民文化局〕(P39) ④女性の活躍プロモーション事業費 〔県民文化局〕(P41) ⑤キャリアプラン早期育成事業費（再掲） 〔県民文化局〕(P41)	③愛知県ファミリー・フレンドリー企 業登録制度〔労働局〕(P42) ④男女共同参画推進事業費（再掲） 〔県民文化局〕(P42)
障 害 者		⑤中小企業応援障害者雇用奨励金の支給 〔労働局〕(P52)
ホームレス	⑥ホームレス就業支援事業費 〔労働局〕(P56)	
様々な人権課題への対応	⑦ハラスメントに関する知識の普及啓発 〔労働局〕(P57)	

2 目標の達成状況

(1) 目標を上回って達成したもの

施 策 名	目標の達成状況
①（②）隣保館施設整備費補助金	隣保館における大規模改修工事に対して補助することで、例年になく、その活動の充実を図ることができた。
③（⑤）キャリアプラン早期育成事業費	キャリアプラン育成出前講座の累計参加者数は10,046人となり、目標を大幅に上回って達成している。今後は、アンケートや参加者等の意見を踏まえ、改善できる点については、適宜見直ししながら実施に努める。
④女性の活躍プロモーション事業費	女性の活躍促進宣言企業数2,852社（2025年3月1日時点）※2025年度までの目標2,700社 研修会等については、アンケートや参加者等の意見を踏まえ、改善できる点については、適宜見直ししながら実施に努める。
⑥ホームレス就業支援事業費	目標値を上回り、ホームレスの就業を支援することができた。今後は、改善できる点について、適宜見直ししながら実施に努める。
⑦ハラスメントに関する知識の普及啓発	作成した啓発冊子を配布するとともにWebページにも掲載し、ハラスメントに関する法令や指針について多くの県民に周知することができた。労働講座については、受講後アンケートにおいて9割以上の参加者が「非常に参考になった」「参考になった」と回答しており、県民のハラスメントに対する理解を促進することができた。

(2) 目標を達成できなかったもの

施 策 名	（上段）目標の達成状況/（下段）課題・改善点
①（②）人権教育啓発資料作成費	研修会のアンケートでは、冊子にある「教材を見たり聞いたりしたことがあるか」について「ある」が約40%であり、目標は達成できなかった。アンケートや参加者等の意見を踏まえ、改善できる点については適宜見直ししながら実施に努める。 配付の方法を検討する必要がある。市町村等へ2部ずつ配付を行っているが、多くの方へ周知させるには冊数が少ない。冊子についての周知を協力していただくため、継続して市町村等へ働きかけて行く必要がある。
③愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度	目標未達成のため、引き続き継続する。 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録促進に向けて、引き続き、専用ウェブサイトで登録企業の取組を紹介、市町村や関係機関等を通じて周知、セミナー参加企業へのリーフレット配布など機会を捉えて周知広報に努める。
④男女共同参画推進事業費	多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れるため、審議会等委員への女性委員の登用を推進した結果、増加傾向にあるが、目標の達成には至っていない。 あて職等の割合の多い審議会等において女性委員の登用が進みにくい状況が見られることから、他県の優良事例の共有等を通じ、登用率の低い部局への継続的な働きかけを行う。
⑤中小企業応援障害者雇用奨励金の支給	施策の目標を下回っている。特定短時間で雇入れを行った場合でも、申請が可能となったが、申請件数が伸び悩んだ。 奨励金のより効果的な周知広報が課題である。次年度7月にDMを中小企業約25,000社に送付することで周知を図る。

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞

個別の人権課題への対応は進んでいると認められるが、目標及び課題等を適宜見直し、実効性のある施策となるよう努められたい。

各局等において、インターネットによる人権侵害に関する教育・啓発活動の推進、多文化共生や部落差別に対する県民等への理解の促進などを始めたとした各種施策を順調に実施している。また、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進やファミリーシップ宣誓制度の運用開始など、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に規定する個別課題にも着実に取り組んでいる。

さらに、県民の満足度、理解度が高いものや数値目標を大きく上回っている施策もあることから、一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応が推進されているものと評価できる。

一方、施策の認知度の低いものや数値目標に届かなかったものなど、さらなる推進を求められるものもあった。また、今期目標を達成したものについても、適宜目標・課題等を見直し、引き続き推進されたい。

施策目標3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり【交差性】

1 実施状況、評価等

	2024 年度実施 施策数	I 目標を上回って 達成した	II 目標を達成した	III 目標を達成でき なかった
人権課題における交差 性の理解促進	2	0	1	1
当事者・団体間等の連 携・協働の関係づくり	2	0	1	1
交差する人権課題への 対応	3	0	1	2
計	7	0	3	4

	III 目標を達成できなかった
人権課題における交差 性の理解促進	①人権条例・基本計画普及啓発事業（再掲）〔県民文化局〕（P58）
当事者・団体間等の連 携・協働の関係づくり	②人権条例・基本計画普及啓発事業（再掲）〔県民文化局〕（P58）
交差する人権課題への 対応	③人権施策推進本部（再掲）〔県民文化局〕（P59） ④あいち人権センターにおける人権相談（再掲）〔県民文化局〕（P59）

2 目標の達成状況

目標を達成できなかったもの

施 策 名	（上段）目標の達成状況/（下段）課題・改善点
①人権条例・基本計 画普及啓発事業	交差性による差別や困難さが複雑であり、深刻であることについて、周知を図 ることはできたが、具体的な事例等を紹介することができず、その理解を促進す ることは不十分であった。
	外国人と障害者、部落差別と子どもなど、イベントを実施する際、具体的な事 例を取り入れることにより、交差性の理解促進に努める必要がある。
②人権条例・基本計 画普及啓発事業	プランの説明により、交差性という考え方を広めることはできたが、当事者等 が直接対話し交流する機会を設ける取組が希薄であった。
	当事者や人権課題に取り組んでいる団体等と連携し、イベントにおいて具体的な事 例を紹介してもらうとともに、当事者等を交えて対話・交流する機会を設けるなど し、連携・協力の関係づくりを推進する必要がある。
③人権施策推進本部	関係部局において、プランの概念を踏まえ、各種施策を実施することができた が、交差性に関する施策の実施が少なく、プランの総合的かつ計画的な推進が一 部認められなかった。
	新たに設置する交差性に関する庁内会議を人権施策推進本部の一部に位置づ け、既存の相談業務に関するもの、部落差別、性的少数者に関する庁内会議と統 一し、人権施策推進本部の機能強化を行い、体系的に全庁における人権施策の推 進を図る。

④あいち人権センター における人権相談	相談者に対し、概ね一般的な情報提供や助言、専門相談機関等の案内をするこ とができたが、事例の少ない分野に係る相談の際に、専門相談窓口の案内に手間 取ることがあるなど、相談者に十分に応じられないものが一部あった。また、弁 護士相談の利用が少なく、相談窓口の周知が不十分であった。
	事例の少ない分野を始め多様な相談に対応するため、相談員のレベルアップを 図るとともに、関係機関と日頃から連携を密にする。また、弁護士相談の利用を 増やすために関係機関に対して相談窓口の周知徹底を図る。

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞

交差性に対する県民等への理解促進が求められるとともに、当事者・団体
間等の連携協力の関係づくりや庁内関係部局との連携に一層努められたい。

「あいち人権推進プラン」の推進に向け、交差性についてのイベントや啓発事業
を実施した点は評価できるものの、交差性による差別や困難さが複雑であり、深刻
であることに対する県民等への理解の促進が不十分であったこと、また、当事者・
団体間等の連携・協働の関係づくりも一部にとどまっていること、さらに、各局等
における関係施策の実施が少ないなど、交差する人権課題を踏まえた連携・協働の
関係づくりの推進について、今後、庁内関係部局と一層の連携を図りつつ、更なる
充実が求められる。

愛知県人権尊重の社会づくり条例に規定した4つの人権課題

○インターネットによる人権侵害

	2024 年度実施 施策数	I 目標を上回っ て達成した	II 目標を達成し た	III 目標を達成で きなかつた
教育・啓発活動の推進	6	0	6	0
安全なインターネット環境の普及促進	2	0	2	0
モニタリングの推進	1	0	1	0
誹謗中傷等の被害者支援	1	0	1	0
他自治体と連携した取組の推進	1	0	1	0
計	11	0	11	0

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞

インターネット上の誹謗中傷等のない社会を目指し、研修による教育・啓発活動の推進や、安全なインターネット環境の普及促進のための講座の開催など各種施策を着実に実施したものと評価できる。

なお、モニタリングの推進においては、悪質で違法性の高い書き込みが、速やかに削除されるよう、法務局と連携の上、進められたい。

○外国人

	2024 年度実施 施策数	I 目標を上回っ て達成した	II 目標を達成し た	III 目標を達成で きなかつた
多文化共生への理解促進	5	0	5	0
地域日本語教育推進体制づくり	1	0	1	0
在住外国人の活躍促進	3	0	3	0
教育機会の確保とキャリア教育の促進	2	0	2	0
暮らしを支える体制の強化	6	0	6	0
行政・生活情報の多言語化	5	0	5	0
就労対策の推進	2	0	2	0
ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進	2	0	2	0
都市基盤整備の促進	1	0	1	0
計	27	0	27	0

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞

全ての県民が互いの文化背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会を目指し、イベントなどによる多文化共生への理解促進、就労対策の推進、また、暮らしを支える支援体制の強化など各種施策を推進したものと評価できる。

なお、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進においては、ヘイトスピーチの概要の公表などを通して広く県民に周知することにより、その解消に繋げられたい。

○部落差別

	2024 年度実施 施策数	I 目標を上回っ て達成した	II 目標を達成し た	III 目標を達成で きなかつた
部落差別に対する理解の促進	7	0	6	1
学校教育での取組の推進	19	0	19	0
教育・啓発実施主体の連携・協力	7	1	6	0
啓発指導者の育成	2	0	1	1
隣保館活動の充実	2	1	1	0
就職・結婚等における差別の防止	1	0	1	0
インターネットを利用した差別的情報の流布の防止	1	0	1	0
土地差別の解消に向けた取組の推進	1	0	1	0
えせ同和行為排除の推進	2	0	2	0
計	42	2	38	2

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞

部落差別のない社会を目指し、研修による学校教育での取組の推進、また、部落差別に対する理解の促進、就職・結婚等における差別の防止のためのイベントの実施など各種施策を推進したものと評価できる。

ただし、教育・研修内容及び資材の活用方法等を適宜見直しながら、教育・啓発活動が一層効果を高めるよう努められたい。

○性的少数者

	2024 年度実施 施策数	I 目標を上回っ て達成した	II 目標を達成し た	III 目標を達成で きなかつた
安心して暮らせる環境づくり	4	0	4	0
企業等事業所の取組の推進	1	0	1	0
若者に向けた支援	2	0	2	0
ライフステージごとの対応	1	0	1	0
県の事務事業における配慮	1	0	1	0
計	9	0	9	0

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞

性的指向及び性自認に関わらず誰もが安心して過ごすことのできる環境づくりに向け、研修や啓発資材の活用による企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、また、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の運用開始など各種施策を順調に実施したものと認められる。

3 特集・事例紹介

1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり＜包括性＞

【推 進 施 策】

- ①愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等
- ②人権教育・啓発の推進
- ③相談・支援体制等の充実
- ④幅広い意見の把握
- ⑤市町村に対する働きかけ

①愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等

人権条例・基本計画普及啓発事業

条例及び基本計画の内容について、県民の理解をより一層深め、条例の実効性を高めることを目的として、条例及び基本計画の内容を踏まえ、人権課題をテーマとした講演会及び人権について考えるためのワークショップを開催

○講演会

- ・開催日:2024年9月29日(日)
- ・テーマ:ネットいじめから考える人権侵害がある社会とその直し方
- ・講 師:荻上 チキ氏(NPO 法人ストップいじめ!ナビ代表理事)
- ・参加者:60名

○ワークショップ

- ・当事者や支援者として、人権課題に積極的に取り組んでいる方から、人権に関わる各テーマについての現状や活動内容等の発表
- ・各会場で設定したテーマを始めとした様々な人権課題について考え、全ての人の人権が尊重される社会づくりへのアイデア出し

第1回 開催日:2024年10月12日(土)

テーマ:障害者の人権

参加者:39名

第2回 開催日:2024年11月24日(日)

テーマ:女性の人権

参加者:28名

第3回 開催日:2024年12月21日(土)

テーマ:性的少数者の人権

参加者:40名



＜参加者の声＞

- ・県の条例や基本計画についての知識が深まった。
- ・改めて自分の知識が足りないと感じた。多くの人と出会って、どんどん人権感覚をアップデートしたい。
- ・ここで学んだことを周りに伝えて、人権の輪を広げていきたい。

②人権教育・啓発の推進

「あいち人権センター」の運営

人権教育及び啓発の拠点として、企画展の開催や啓発資料の配布・貸出、人権研修等を実施

○図書・ビデオ・DVDの閲覧・貸出

○資料の収集・閲覧、人権啓発パネルの常設展示の実施

○企画展等の実施 企画展:15回(部落差別を始め様々な人権課題をテーマに開催)

講演会:2回(「ハンセン病」、「女性」)

○あいち人権情報の発行:1回、25,000部

○県機関、市町村、企業等の行う人権研修に職員を派遣

○人権に関する総合的な相談窓口の運営



啓発活動

マスメディアによる啓発や、スポーツ組織と連携した啓発活動等の実施

○新聞広告(中日新聞3段)、交通広告(JR・名鉄)、ラジオ放送、特設サイト

○Bリーグと連携した啓発活動:人権スポーツ教室(シーホース三河)

○Jリーグと連携した啓発活動:スタジアムにおける啓発活動(名古屋グランパス)

○ボッチャ体験教室



③相談・支援体制等の充実

人権に関する総合的な相談窓口の運営

人権相談員が一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うとともに、法的な解釈や助言が必要と考えられる場合に、本人の意思を確認し、弁護士による法律相談を実施。また、性的少数者の当事者の方や、その周りの方々が相談できる専門窓口として、6月から「愛知県にじいろ電話相談」を開始

○一般相談：月曜日～金曜日 9:00～17:00

○法律相談：弁護士による法律相談 月1回(1人 30分、定員2名)

○性的少数者電話相談：毎月第3月曜日 3時間

(2024年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般相談	28	22	18	24	30	14	15	17	12	20	21	18	239
法律相談	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4
性的少数者相談			2	0	1	3	0	0	1	2	1	2	12
計	29	23	20	24	32	17	15	17	13	23	22	20	255

④幅広い意見の把握

「愛知県人権施策推進審議会」の開催

人権施策の推進に関する重要事項についての調査、審議の実施や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する概要の公表など、人権施策の推進に関する重要事項を調査審議

○人権施策推進審議会(2回)

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進部会(1回)

⑤市町村に対する働きかけ

人権啓発活動地方委託事業の実施

法務省地域人権活動活性化事業を市町村に再委託し、各市町村において人権をテーマとした講演会や映画の上映会、学校・保育所での人権教室の開催、街頭啓発や人権の花運動などの人権啓発事業の実施を推進

2024年度人権啓発活動地方委託事業・市町村実施状況

	講演会・ シンポジウム	演劇会・ 映画会	人権教室	街頭啓発	人権の花運動※
豊川市	○		○	○	○
東郷町				○	○
小牧市	○		○	○	○
豊田市	○		○	○	
みよし市	○	○	○	○	
一宮市	○			○	○
幸田町	○				○
東海市	○			○	○

※人権の花運動

小学生を対象とした人権啓発運動。配布された花の種子、球根などを、児童が協力しながら育成することを通して、協力、感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、やさしい思いやりの心を体得させ人権思想をはぐくむことを目的としたもの。育てた花を父母や、老人ホームに贈ったり、写生会、鑑賞会を開催するなど、機をとらえて広く人権思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つである。

市町村人権啓発主管課長会議の開催

県内市町村の一層の連携と情報交換を目的として開催。会議の中で既に行動計画の策定や人権条例の制定をしている先行自治体の事例報告を行ったほか、県の性の多様性に関する取組の説明及び性的少数者の人権についての講演を行うなど、市町村における人権施策の推進の働きかけを実施

○開催日：2024年5月9日(木)

○テーマ：愛知県の人権施策について

市町村における人権に関する計画等の策定について 等

○参加者：市町村人権啓発主管課長

○講演会：「性の多様性と人権：性的マイノリティが経験する困難」

風間 孝氏(中京大学 教授)

2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

【推 進 施 策】

- | | |
|-----------------|--------------|
| ①インターネットによる人権侵害 | ⑦高齢者 |
| ②外国人 | ⑧障害者 |
| ③部落差別 | ⑨感染症患者等 |
| ④性的少数者 | ⑩犯罪被害者等 |
| ⑤子ども | ⑪ホームレス |
| ⑥女性 | ⑫様々な人権課題への対応 |

①インターネットによる人権侵害

インターネットモニタリングの実施

インターネット上の誹謗中傷等についてモニタリングを実施するとともに、差別を助長する悪質な違法性の高い書き込みについては、国の人権擁護機関である名古屋法務局への削除要請を実施。また、サイト管理者等への削除申請の相談等があった場合に、受託事業者や人権相談員における助言等を実施

○対 象 分 野：新型コロナウイルス、部落差別、外国人、障害者、性的少数者

○対 象 サイト：匿名投稿が可能で、利用者・閲覧者が多いサイト

○実 施 方 法：対象分野ごとにキーワード検索を実施し、誹謗中傷や差別を助長する書き込み等の抽出

(2024年度)

分 野	報 告 件 数	削除要請件数	削除された件数(%)	証拠保管件数
コ ロ ナ	2	0	0	0
部 落 差 別	203	3	0	0
外 国 人	271	25	4	71
障 害 者	23	0	0	1
性的少数者	20	1	0	5
合 計	519	29	4	77

企画展の開催

※2025年3月末現在、人権推進課において確認できた件数

啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映

○開催期間：2024年9月9日(月)～27日(金)

○テ ー マ：「部落差別に関する問題の正しい理解／インターネット上の誹謗中傷」

ポスターによる啓発

○ポスターの駅への掲出

・掲出期間 名古屋鉄道：2024年12月2日(月)～12月8日(日)

(金山総合駅集中貼は2024年11月25日(月)～12月1日(日))

J R 東 海：2024年12月2日(月)～12月8日(日)

・掲出場所 名古屋鉄道：金山総合駅コンコース、名鉄岐阜駅、名鉄一宮駅、名鉄名古屋駅、金山駅、神宮前駅、太田川駅、栄町駅、東岡崎駅

J R 東 海：名古屋駅連絡通路、刈谷駅、豊橋駅

○インターネット広告の実施 2024年12月4日(水)～12月10日(火)

○人権週間特設サイトの開設 2024年11月15日(金)～2月28日(金)



情報モラル教育の実施

小・中学校、高等学校、特別支援学校の中堅教諭資質向上研修(前期)の教諭・養護教諭・栄養教諭を対象に、人権の問題に関する正しい認識と理解を深めることを目的として、eラーニングでの研修を実施

○開催日:2024年8月20日(火)～2025年1月10日(金)

○講 師: 長谷川 元洋氏(金城学院大学 教授)

○テーマ:(動画時間 44 分)

情報モラル教育においても「資質・能力」の育成を目指す理由

学習指導要領における情報モラル教育の取り扱い

学校が組織的に情報モラル教育に取り組むために必要なこと

考える学習活動により、資質・能力を育成する情報モラル教育の事例

○参加者:約 1,000 名

<参加者の声>

- ・情報端末の使用時間について、全国平均と自分たちの使い方を比較して、自分たちの問題として捉えることで、危機感をもって使用することにつながると感じた。
- ・「ブレーキなしには危なくて走れない」という言葉が印象に残った。ネット利用に関しても、リスクの理解なしに有効活用はできないことに改めて気付いた。
- ・情報モラル教育の中でも、予防教育、道徳教育、未然防止教育、事後教育とそれぞれさまざまな角度から教育をしていかなければいけないことが分かった。

②外国人

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動の概要の公表等

(2024 年度)

審議会において 調査審議	本邦外出身者に対する不当な差別	公表	1件
	的言動である表現行為に該当	非公表	0件
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現行為に非該当		0件[0件]
審議会の意見を聴くことなく判断			0件
合 計(申出件数)			1件[1件]

企画展の開催

啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映

○開催期間:2024年 11 月5日(火)～29日(金)

○テ ー マ:「外国人の人権」



ポスターによる啓発

※駅などによる掲出期間等は、「①インターネットによる人権侵害」に同じ



「多文化共生フォーラムあいち 2024」の開催

国籍や民族などのちがいに関わらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会をめざし、幅広い観点から多文化共生社会の形成に向けて考え、すべての人が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加する環境づくりを推進するため、「多文化共生フォーラムあいち 2024」を開催

○開催日:2024 年 11 月 4 日(月・祝)

○テーマ:外国人と日本人がともに活躍し共生する社会

・講 演

ヴィトル氏(タレント)

「見た目ではわからない様々なルーツとポジション」

・トークセッション

コーディネーター:ヴィトル氏(タレント)

パネラー:ヤング・アリス氏(一宮市 国際交流員)

木村エリンド氏(一宮フィリピンコミュニティ 代表)

○参加者:112 名

<参加者の声>

- ・ニュース等では聞いている内容ですが、実際経験された方からの話は一層インパクトがありました。さらに共生するためには「相手の立場」になることが重要ということが参考になりました。
- ・技能実習生の実態を知れたこと。また、ルーツを理解するために相手のことを理解することが大切であるということがわかりましたし、自分の当たり前が相手の当たり前でないことを心がけていきたいと考えさせられました。
- ・外国ルーツの方からの生の意見はとても参考になりました。我々日本人が気が付かなかったことを紹介していただき、とてもおもしろかったです。

③部落差別

企画展の開催

啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映

○開催期間：2024 年9月9日(月)～27 日(金)

○テ ー マ：「部落差別に関する問題の正しい理解／インターネット上の誹謗中傷」



ポスターによる啓発

※駅などによる掲出期間等は、「①インターネットによる人権侵害」に同じ



人権教育指導者研修の実施

2024年3月に策定された「あいち人権推進プラン」に基づき、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、本県の社会教育における人権教育施策について総合的に協議する人権教育推進委員会を設置するとともに、実践的な調査研究や人権教育の指導に当たる者の研修を実施

○テーマ

「様々な人権課題と県の人権施策」

「同和問題(部落差別)を中心に、人権を考える～偏見や差別のない社会をめざして～」

○参加者

市町村教育委員会関係者、小中義務教育学校関係者(指導的立場にある職員)、社会教育関係者、PTA関係者

～人権教育指導者研修会～

人権に関する問題、特に、国民的課題である部落差別に関する問題を中心に、県内住民の正しい理解と認識を深めるとともに、差別意識の解消を目指して、その指導に当たる者の研修を行い、資質の向上と指導力の向上を図る。

～中央研修会～

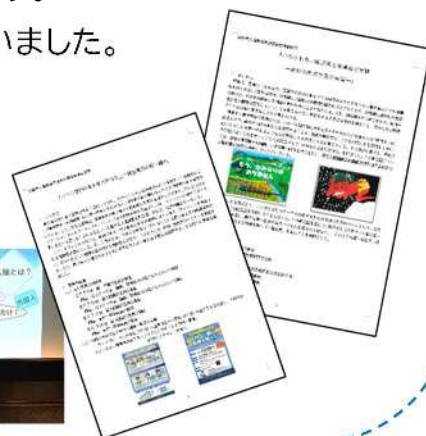
愛知県教育委員会あいちの学び推進課が主体となり、県内4会場(尾張地区2回・三河地区2回)において、研修を実施

～地区研修会～

各教育事務所・支所が主体となり、県内10会場(尾張3回・海部2回・知多1回・西三河2回・東三河1回・東三河新城設楽1回)において、研修を実施

<参加者の声>

- ・この話を教育者だけでなく、子供たちに伝えてほしい。差別は自分たちの心の中に誰にでもあるものであり、良心がきちんと育まれていれば、なくなるものだと思います。その良心をつくる活動や行動を教育者たちはじめ大人が子供に示していけるようしたいと思いました。
- ・部落差別問題の話は、大変興味深く聞くことができました。
インターネット上では様々な情報が拡散されています。正しい情報をもって教育をしていきたいと改めて思いました。
- ・知らないことも多く講義していただいて、自分をアップデートできたのかと考えさせられました。
- ・実際に自分で確かめること、噂に流されないことを教えることが大切だと思いました。



④性的少数者

企画展の開催

啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映

○開催期間:2024 年 12 月 18 日(水)～2025 年1月 10 日(金)

○テ ー マ:「性の多様性を考える」

ポスターによる啓発

※駅などによる掲出期間等は、「①インターネットによる人権侵害」に同じ



「性の多様性に係る庁内連絡会議」の開催

「性の多様性に係る庁内連絡会議」を開催し、県の事務事業における性的指向及び性自認の多様性への配慮に関する具体的な取組内容について協議、職員研修を実施

○性の多様性に関する職員研修会の開催

日 時:2025 年 1 月 23 日(木)

内 容:性の多様性に関する職員ハンドブックについて、愛知県ファミリーシップ宣誓制度について

講 師:人権推進課職員、風間 孝氏(中京大学 教授)

ファミリーシップ宣誓制度の運営

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度

○2024 年度宣誓件数 52 組

～制度の特徴～

- ・対象者は、パートナー(同性・異性を問わない)及びその子を始めとした近親者(三親等内)
- ・宣誓方法は、対面での宣誓に加え、オンライン宣誓も可能
- ・宣誓者には、A4 サイズ及びカード型の受理証明書を発行
- ・安心して宣誓いただけるよう、事前調整の上、宣誓場所は個室等で対応

※本制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法律婚と異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではない。

愛知県
ファミリーシップ宣誓書受理証明カード

第 号

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○ 印

カードを提示された方へ

このカードは、宣誓者が愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあることを宣誓し、愛知県がその宣誓書を受理したことを証するものです。

このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

子を始めとした近親者等 (年 月 日生) (年 月 日生)

(通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名)

発行：愛知県県民文化局人権推進課

愛知県ファミリーシップ宣誓制度啓発セミナー

「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」について、県民の理解を深めるためのセミナーを開催

○開催日:2024 年9月3日(火)

○内 容:ファミリーシップ宣誓制度を活用した誰もが過ごしやすい職場環境づくりについて

○講 師:市川武史氏(on the Ground Project 代表/株式会社エニシア 代表取締役)

○参加者:51 人

<参加者の声>

- ・国が明確な方針を出さない状況なので、難しい事は理解しています。その中で愛知県が主導して新しいファミリーシップ制度を提案されたのは素晴らしいご判断だと思います。
- ・「誰もが性的指向・性自認を持っており、これらを考えることはすべての人の働きやすさに繋がる」という言葉が印象に残りました。この考え方が広まり、差別や偏見がなくなる社会を作るべきだと思います。



⑤子ども

ヤングケアラーの支援

「ヤングケアラーについて広く知ってもらう」「子どもが相談しやすい環境を作る」「気になる家庭を見つけて支援する」「子どもに寄り添う」の4つの支援の方向性に沿った支援策を市町村から提案を受け、市町村と本県が協働で「市町村モデル事業」を3か所で実施

モデル市町村と各市担当部署(2025年4月1日時点)

	豊橋市	大府市	春日井市
人口	約 37 万人	約 9 万人	約 31 万人
担当部署	こども若者支援センター	福祉まるごと相談室	こども家庭支援課
主な所管 事業など	こども家庭センター、 子ども・若者総合相談センター	重層的支援体制整備事業	こども家庭センター
事業期間	2022 年度から 2024 年度まで(3 か年)		

モデル市町村の担当部署には、ヤングケアラー・コーディネーターを配置して、地域での研修・啓発活動や、ヤングケアラー支援に関わる様々な部署・機関との「顔の見える関係づくり」に取り組むなど、把握から始まる一連の支援の円滑化を推進



出典:春日井市「ヤングケアラー支援ガイドブック」(2024年8月)

⑥女性

2024 はがき1枚からの男女共同参画

2005年度から、広く県民の皆様に男女共同参画について考え、理解を深めるため、男女共同参画月間(10月)推進事業として、「男女共同参画」を絵と文字で表現したはがきを募集し、入選者への表彰。2024年度は、特に家事の役割分担について考えることを目的に、入選作品の中から「家事チームプレー賞」を選定

○テーマ:「わたしが暮らすなら、こんなジェンダー平等の社会」

○応募数:474 点(うち、最優秀作品5点、優秀作品5点)

～2024 年度最優秀作品～



きたがわ のいさん
(風の丘こども園 年長)



よしだ えいしんさん
(稲沢市立大塚小学校 3年)
家事チームプレー賞作品



たかつな かほさん
(あま市立美和中学校 2年)
家事チームプレー賞作品



いながき ひなさん
(愛知県立小牧南高等学校 1年)



ふじわら あんずさん
(椋山女学園大学 1年)

企画展・講演会の開催

広く県民の皆様に人権について考えていただく機会として、人権をテーマとした企画展等の開催

～講演会～

○開催日:2025年2月25日(火)

○内 容:性暴力被害者支援の現状から女性の人権を考える

○講 師

長江 美代子氏(一般社団法人フォレンジックヒューマンケアセンター副会長)

○参加者:33 名

～パネル展示～

○男女共同参画に関するパネル等の展示

○はがき 1 枚からの男女共同参画入賞作品の展示

⑦高齢者

「あいちオレンジタウン」の推進

2024年3月に策定した「あいちオレンジタウン推進計画」において、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気として、一人一人が認知症を正しく理解し、認知症の人を含めた誰もが住み慣れた地域で、支え合いながら共に暮らす地域づくりに「じぶんごと」として取り組んでいく社会を実現するため、認知症に関する県民の理解促進を図る「認知症県民フォーラム」を開催

○開催日:2024年9月23日(月・祝)

○テーマ

「認知症」と、ともに。

～希望を持ち、じぶんごととして支え合うために～

・愛知県認知症希望大使(※1)とMCによるトークショー

・あいち認知症パートナー企業(※2)の取組発表

発表者:つばめ自動車株式会社

・タレントいとうまい子さんとMCによるトークショー

『「認知症」と、ともに。～希望を持ち、じぶんごととして支え合うために～』

○参加者

会場参加:344名

動画視聴:100名

※1 愛知県認知症希望大使

認知症の方御本人が、自らの体験や将来の希望などを語ることで、多くの方々を元気づけ、認知症に対する理解を広めていただくため、愛知県では、2024年4月1日に、2名の認知症の方御本人(近藤葉子氏、土赤伸生氏)を愛知県認知症希望大使として委嘱し、普及啓発活動に御協力いただいている。

※2 あいち認知症パートナー企業

あいちオレンジタウン推進計画の基本理念である「認知症に理解の深いまちづくり」の実現に「じぶんごと」として取り組み、その取組内容を宣言した企業。2025年3月10日現在、登録企業数118社



<参加者の声>

- ・認知症の家族との生活など実体験が聞けて良かった。
- ・認知症と思いきお客さんとタクシー運転手との現場のリアルな話で、理解が深まった。
- ・認知症に関する身近な話題や、知らなかったサービスが知れた。

⑧障害者

障害者権利擁護事業の実施

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための体制整備及び支援体制の強化を図り、障害者に対する虐待を防止し、障害者の権利擁護を推進することを目的として、障害者虐待防止法の内容を踏まえて、愛知県障害者権利擁護センターを設置し、関係機関等の連携協力体制の整備、障害者虐待防止と権利擁護のための研修を開催

○愛知県障害者虐待防止・差別解消実務担当者会議

- ・開催日:【第1回】2024年5月22日(水)、【第2回】2025年1月23日(木)
- ・テーマ:障害者虐待防止、障害者差別解消
- ・参加者:県内市町村職員(各事業担当者)

○愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修

～相談窓口職員向け～

- ・開催日:2024年12月17日(火)
- ・参加者:70名(市町村担当職員、基幹相談支援センター職員等)

～障害福祉サービス事業所等職員向け～

- ・開催日:2024年6月11日(火)
- ・参加者:95名(新規入職者等)
- ・開催日:2024年12月4日(水)、2025年1月16日(木)
- ・参加者:220名(全職員)
- ・開催日:2024年12月9日(月)、2025年1月20日(月)
- ・参加者:215名(虐待防止に係る体制整備担当者等)

～障害のある方の性被害の防止と相談対応の強化～

- ・開催日:2025年1月23日(木)
- ・参加者:101名(市町村職員、障害福祉サービス事業所等の職員等)



<参加者の声>

- ・通報を受けてから、「記録を残すこと」「検討すること」など色々と必要な対応はあるが、スピードが最も大切であると思った。
- ・小さなことを見逃さないことが、大きな事故を防ぐことを頭に入れて業務を行いたい。
- ・普段行っていることが不適切な支援になっていないか考え直す良い機会になった。

⑨感染症患者等

ハンセン病問題についての正しい知識普及・啓発事業の実施

県民の皆様がハンセン病問題について正しく理解し、偏見や差別を解消することを目的として、啓発リーフレットの配布とともに、企画展、啓発イベントを開催

○企画展(講演会・パネル展示)

～講演会～

- ・開催日:2024年8月21日(水)
- ・内 容:ハンセン病を正しく理解するために
- ・講 師:牛嶋 渉氏(国立ハンセン病資料館)
- ・参加者:45名

～パネル展示～

- ・ハンセン病パネル展 ～駿河療養所の富士山と共に～
- ・内容:療養所入所者作品の展示、DVD 上映

○啓発イベント

- ・開催日:2024年9月22日(日)
- ・テーマ:知ろう!学ぼう!ハンセン病問題
～正しい知識を持ち、偏見・差別のない社会へ～
- ・参加者:98名



⑩犯罪被害者等

犯罪被害者支援事業の実施

犯罪被害等の実態について県民の理解を深めるとともに、社会全体で犯罪の被害に遭われた方やその御家族を支えていくため、「NPO 法人 犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす」及び「TAV 交通死被害者の会」と連携し、犯罪被害者等支援パネル展を開催



⑪ホームレス

ホームレス自立支援の推進

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図るための講演会を開催

○開催日:2024 年 11 月 30 日(土)

○テーマ:「ホームレスを生まない地域社会づくりについて」

生活困窮者自立支援法等が改正され令和7年度から居住支援の強化が図られることを受け、住まいの確保に困難を抱えている方々に寄り添い、支援を行っている民間団体(3団体)から活動内容や、支援に必要なこと、心がけ、ホームレスを生まない地域社会づくりに大切なことなどについて

○講 師

・畔柳 直幸氏(社会福祉法人愛恵協会 愛恵園 生活指導員)

・吉田 全良氏(NPO 法人くらし応援ネットワーク 居住支援部 部長)

・神 朋代氏(認定 NPO 法人 LivEQuality HUB 居住支援コーディネーター)

○参加者:17名

<参加者の声>

- ・中身が濃い内容でとても勉強になった。
- ・講演内容には普段よく受ける相談内容と重なる点が多く、参考になった。
- ・居住支援を行っている団体の実際の活動内容を知ることができてよかった。

⑫様々な人権課題への対応

男性DV被害者ホットラインー愛知県男性DV被害者相談事業ー

○内 容

男性の臨床心理士による相談(電話)

○相談受付日時

毎週土曜日 午後 1 時から午後 4 時まで

(相談日が第 5 土曜日、祝日、年末年始の場合は実施なし)



愛知県男性DV 被害者ホットライン

配偶者・パートナーから
暴言・暴力を受けている
男性の相談窓口

相談ダイヤル
080-1555-3055



愛知県では、男性のためのDV被害者相談を実施します。

! 身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力もDVにあたります。
些細なことでもひとりで悩まず、まずはご相談ください。

! 男性の臨床心理士が電話相談をお受けします。

! 秘密は厳守いたしますので、安心してお電話ください。

! 相談は無料です。(通話料は別にかかります。)

受付時間: **毎週土曜日 午後1時～午後4時**
※相談日が第5土曜日、祝日、年末年始の場合は実施しません。

相談先: 愛知県男性DV被害者ホットライン
発行: 愛 知 県

3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり<交差性>

【推 進 施 策】

- ①人権課題における交差性の理解促進
- ②当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり
- ③交差する人権課題への対応

①人権課題における交差性の理解促進

②当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり

人権条例・基本計画普及啓発事業(1①再掲)

条例及び基本計画の内容について、県民の理解をより一層深め、条例の実効性を高めることを目的として、条例及び基本計画の内容を踏まえ、人権課題をテーマとした講演会及び人権について考えるためのワークショップを開催

人権ユニバーサルイベント

県民や企業等事業者に対し、性的少数者その他の属性との「交差性」により、人権課題を捉えることの意義や交差性による差別や困難さが複雑かつ深刻であることについて、県民の理解を深めるためのセミナーを開催

○開催日:2025 年 2 月 14 日(金)

○テーマ:「LGBT と多様なアイデンティティ- 複合マイノリティの視点を知る-」

・説 明

市川 武史氏(on the Ground Project 代表/ 株式会社エニシア 代表取締役)
「性の多様性の基本知識と現場で起きている交差性の事例紹介」

・講 演

元村 里恵氏(株式会社アイエスエフネット 最高ダイバーイン雇用責任者(CDIO))
「違いを力に変える- 属性の違いが生み出す可能性」

・講 演

榎澤 幸広氏(名古屋学院大学 現代社会学部准教授)
「交差性(Intersectionality(インターセクショナルリティ)) の概念をひもとく」

・パネルディスカッション

加納 晶氏、大野 雅孝氏
「多様な人権が織りなす社会の未来を考える-」

○参加者:83 名

<参加者の声>

- ・交差性という言葉、概念を初めて知りました。交差性を知るとともに、まずは他の様々な要素について知らないとな交差性の課題に取り組むことはむずかしいと感じた。
- ・それぞれのマイノリティに配慮が必要と考えていたが、交差性はあまり考えたことがなかった。交差することでより複雑で深刻な状態になるため、その際の配慮については考えさせられた。



③交差する人権課題への対応

人権に関する総合的な相談窓口の運営

人権相談員が一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うとともに、法的な解釈や助言が必要と考えられる場合に、本人の意思を確認し、弁護士による法律相談を実施

また、複雑化・多様化する人権問題に対応していくため、人権相談員のスキルアップに向けた研修を実施

○人権相談員に対するスキルアップ研修の実施

テーマ:①子どもの人権、児童虐待について

②自殺に傾いた人への対応と、支援者のメンタルケア

講師:①忠平 守氏(NPO 法人 CAPNA 理事)

②古井 由美子氏(CPネットワーク名古屋代表)